平成２１年（フ）第８１６号
鹿児島県鹿児島市坂元町56番10号
債務者　徳田美津子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目17番20号　東洋マンション２―Ｈ号
債務者　濵田真智子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
鹿児島県出水市浦田町611番地
債務者　堤内奈義沙
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4544番地椿第１住宅204号室
債務者　椙山　なな（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
鹿児島県薩摩川内市勝目町6196番地３
債務者　杉野眞紀子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
鹿児島県出水市下鯖町1639番地
債務者　三浦　勝美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
鹿児島県出水市平和町438番地平和団地３棟202号
債務者　花房　綽子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
鹿児島県出水市下鯖町428番地　西３棟304号
債務者　千々岩勝成
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
鹿児島県薩摩川内市水引町3247番地１　ファミリーＨＰ薩摩
債務者　橋口　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
鹿児島県薩摩郡さつま町久富木5098番地２
債務者　西　　利信
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６８９号
仙台市若林区大和町５丁目26番５―504号
債務者　木村　和久
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１５号
宮城県多賀城市高崎３丁目34番14号　サンライフ・オオヤマ103号
債務者　阿部江里子（旧姓澤田石）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２１号
仙台市宮城野区清水沼３丁目６番32号　石森アパート101
債務者　臼井　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４１号
仙台市太白区西中田６丁目13番15―411号
債務者　五十嵐佳子（旧姓門傳）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０１号
仙台市宮城野区平成１丁目１番20号　牡丹荘Ｃ棟16
債務者　千葉　信治
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０４号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目11番８号　ドエル城田201
債務者　石澤　健二（旧姓白子）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０６号
仙台市宮城野区栄４丁目20番16号
債務者　渥美　仙子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０７号
仙台市青葉区木町通２丁目５番31号　早坂アパート202
債務者　周　　容兆（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係